

第4章 地方公共団体によるボランティア活動の支援・育成策

米国においては、各地域、コミュニティにおいて地方公共団体同様、非営利団体やボランティアが社会奉仕活動において多数、活躍するとともに、重要な役割を担っている。

地方公共団体による、これらボランティア団体や活動者に対する支援活動は、予算の制約上、前述の「連邦政府によるボランティア活動の支援・育成策」や後述する「非営利団体によるボランティア活動の支援・育成策」のような大規模な施策は少ないが、各自治体独自に特色ある支援策を行っている。

以下、第1節では地方公共団体によるボランティア活動の支援・育成方法を概観し、第2、3節では特色ある地方公共団体の活動事例を取り上げている。

第1節 地方公共団体におけるボランティア活動支援

1 地方公共団体と非営利団体、ボランティアとの関係

(1) 公共サービス実施上の関係

米国における社会性を反映して、地方公共団体における公共サービスの提供にあたっては、非営利団体の協力が欠かせない状況となっている。

地方公共団体が事業を実施する場合、非営利団体、ボランティア団体が事業参加する手順は概ね次のとおりである。

ア 通常、地方公共団体は事業、プロジェクトを実施するにあたり、実施内容（公共サービス内容）を公表する。そして、補助金の給付と併せて、このプロジェクトを実施する団体（主として非営利団体であるが営利団体が担当するケースもある）を公募する。

イ 地方公共団体は、応募があった非営利団体（又は営利団体）から事業に適格な団体を選考する。

ウ 非営利団体（又は営利団体）への補助金の給付と併せて、団体に事業を委託する。

エ 地方公共団体は、事業の進行・管理を行うとともに、年度末には団体より報告書の提出を受ける。事業は通常、1年更新で行われる。

このように補助金の支出と併せ、数多くの事業、特に福祉関係事業を非営利団体に委託（悪く言えば下請）しており、その非営利団体がボランティアを活用するというパターンが出来上がっている。

地方公共団体とボランティアの関係は、間に非営利団体というクッションが入って、ボランティアが地方公共団体の業務を手伝っているという仕組みとなっている。

(2) 政策形成に係る関係

民主主義国家である米国において、地方公共団体が政策を決定する場合、公聴会等を通じて住民の意見を汲み上げることが非常に重要である。しかし、すべての住民から意見を聴取することは事実上不可能であるため、地方公共団体では、構築しようとしている政策分野における地域のオピニオン・リーダー的非営利団体もしくはそれらの連合体と、政策立案段階で協議を重ね、地域における合意を得ていくのである。

この合意形成過程が、政策が事業化・実施されるための絶対条件であり、非営利団体の合意・協力が得られなければ、政策の実現は難しい。このように、米国における非営利団体の影響力には強大なものがある。

(3) 地方公共団体に対するボランティア

米国において、地方公共団体の業務にも数多くのボランティアが活躍している。表4-1から表4-5は、国際市支配人協会（International City Management Association）が1988年に行った市行政におけるボランティアの活用状況調査結果である。

日本においても図書館や美術館等で多くのボランティアが活躍しているのは周知の事実であるが、米国で特徴的なのは、団体の長から事業管理、調査等を委託される委員会（Commission）の委員（Commissioner）がボランティアである場合が多い。日本では、委員会委員というと議員、学識経験者、官公庁OBというのが通り相場で、報酬を受けて委託されている。が、米国においては全くのボランティア（名誉職）として、団体の長より任命されている。

2 地方公共団体によるボランティア、非営利団体に対する支援

地方公共団体からボランティア、非営利団体に対する支援は概ね次のような形でなされる。

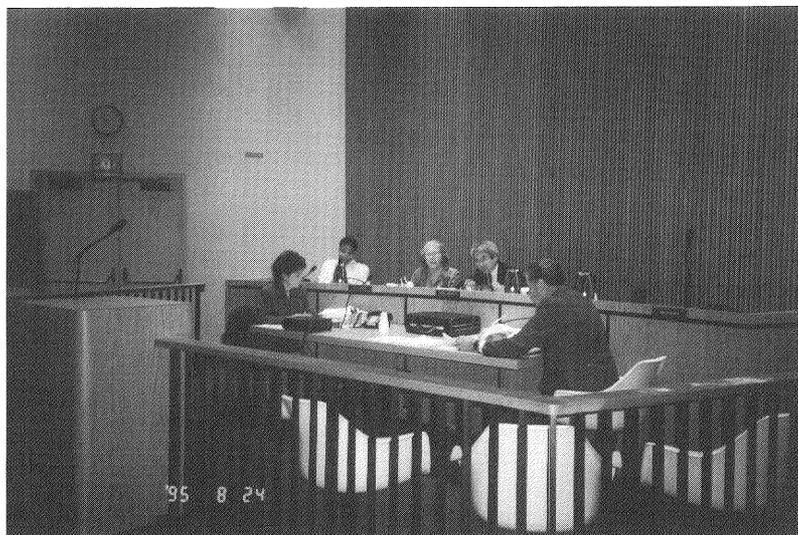
- (1) 前述の補助金支給とは異なり、地域社会に貢献している非営利団体に対して一定の資金援助を行う。
- (2) 上記(1)の資金に限らず、事務室の提供、事務機器、事務用品の提供または必要な情報の提供を行う。
- (3) 稀ではあるが、非営利団体が必要としている人材を地方公共団体から提供する。
- (4) 活動優秀な団体、個人の表彰を行う。

表4-1 ボランティアの活用——公共事業、交通及び公益施設

サービス	報告のあった市町村及びカウンティの数	ボランティア (%)
一般廃棄物の収集	1,049	0
産業廃棄物の収集	685	0
廃棄物の処理	732	0
街路の補修	1,541	0
路上/駐車場の清掃	1,310	0
除雪/すべり止めの砂をまく	1,210	0
交通信号の設置/管理	1,406	0
メーターの保守/徴収	427	0
樹木のせん定/植樹	1,308	3
墓地の管理/保守	584	3
査察/法令強制	1,482	0
駐車場事業	639	0
バス事業/保守	306	1
都市(近距離)交通事業/保守	408	7
空港事業	474	1
公益施設のメーター読み取り	1,011	0
公益施設の料金請求	703	0
街路灯	975	0
電力	274	0
ガス	162	0
水道	1,084	0
水処理	924	0
下水の収集及び処理	1,093	0
スラッジ(汚物堆積物)の処理	847	0
危険物の処理	304	1

表4-2 ボランティアの活用——公衆安全

サービス	報告のあった市町村及びカウンティの数	ボランティア (%)
犯罪予防/パトロール	1,544	16
警察/消防通報	1,534	3
火災予防/消火	1,316	19
緊急医療サービス	998	18
救急サービス	757	17
交通規制/駐車とりしまり	1,387	2
車両けん引及び保管	712	0



サンフランシスコ市・社会福祉委員会

表4-3 ボランティアの活用—健康及び福祉

サービス	報告のあった市町村 及びカウティの数	ボランティア (%)
衛生査察	699	0
害虫/ネズミ駆除	704	1
動物規制	1,307	2
動物保護施設	788	6
保育施設	181	8
児童福祉事業	368	11
高齢者事業	970	25
公営住宅(高齢者住宅)の事業/管理	447	4
病院事業/管理	144	6
公衆衛生事業	571	8
麻薬/アルコール中毒治療事業	383	10
精神衛生・障害者事業/施設	315	9
拘置所/刑務所	825	0
仮釈放事業	228	1
ホームレスの保護施設	184	26
ホームレスの給食	252	37

表4-4 ボランティアの活用—公園及びレクリエーション

サービス	報告のあった市町村 及びカウティの数	ボランティア (%)
レクリエーション・サービス	1,256	26
レクリエーション施設の操業/管理	1,368	14
公園造園/保守	1,401	7
会議場/公会堂の運営	365	5
文化/芸術事業の実施	476	41
図書館の運営	970	13
博物館の運営	357	34

表4-5 ボランティアの活用—総務サービス

サービス	報告のあった市町村 及びカウティの数	ボランティア (%)
建築物/用地の保守	1,572	1
建築物の安全	1,158	0
車両管理/保守		
重設備	1,497	0
緊急車両	1,366	1
その他の車両	1,496	0
給与支払	1,621	0
租税納入告知処理	1,072	0
租税の賦課	863	0
データ処理	1,463	0
滞納税の徴収(滞納処分)	1,020	0
登記	872	0
法務サービス	1,297	0
秘書サービス	1,457	1
人事サービス	1,485	0
労務関係	1,286	0
広報	1,415	1

第2節 メリーランド州学生ボランティア支援団体 (Maryland Student Service Alliance)

<本部所在地>

Maryland State Department of Education, 200 West Baltimore Street, Baltimore, MD 21201

Phone : (410)767-0358 Fax : (410)333-2379

1 概要

メリーランド州では全米に先駆けて「高校生にボランティアによる社会奉仕活動を義務付ける規則」を制定した。この団体は、日本でいう第3セクター的な非営利団体でこの規則の趣旨に乗っ取り、高校生の社会奉仕活動を支援する活動を行っている。

2 規則の内容

(1) 発足

メリーランド州教育省では1988年に「高校生のボランティア社会奉仕活動を奨励する規則」を制定した。この規則はあくまで高校生の自主的なボランティア活動を奨励するもので、義務的な要素はなかった。メリーランド州にある24の学校区〔当該州は米国では珍しくカウンティ（日本の郡にあたる）の単位が学校区と重複する。他の州では学校区がもっと細分化されているのが普通である〕がこの規則にのっとりボランティア活動推進モデル校（各学校区で1校程度）をつくり、高校生による社会奉仕活動の推進に取り組んできた。

この条例の施行により、

ア もし、州がボランティア活動推進プロジェクトを実施しなかったとしたら、高校生が自主的に社会奉仕活動に参加する割合は0.02%になるであろう。

イ 教師と生徒との信頼関係が高まった。

ウ 生徒、教師及び学校とコミュニティ間の協力関係が構築され、良好な関係が保たれるようになった。

エ 生徒に「社会奉仕活動の重要性」を理解させることができた。

オ 登校拒否または非行を繰り返していた生徒が、登校するようになってきた。それとともに生徒のモラルの向上がみられた。

カ 高校生も貴重なボランティア資源であることが再確認された。

が、判明した。

このプロジェクト推進結果を得た州教育省では、4年後の1992年、規則内容をより強化した「高校生にボランティアによる社会奉仕活動を義務付ける規則」を制定したのである。

(2) 内容

規則の名称は「社会奉仕活動学習要綱 (Service Learning Graduate Requirement)」であり、1992年に州教育省 (State Department of Education) により制定された。

規則により、全ての公立高等学校 (私立高校は除く) の生徒は年間75時間の社会奉仕活動を義務付けられ、これは必修科目として進級、卒業の必要条件となっている。

(3) 目的

ア 高校生がボランティア活動を通じて、社会経験を積むとともに社会奉仕活動の重要性を認識する。

イ 高校生に、地域を、また自分自身を見直す機会を提供する。

ウ 学生とコミュニティ、学生と非営利団体との協力関係を築くことにより、両者の融和を促進する。

(4) 実施方法

ア 教師の協力のもと、生徒が地域社会の問題点を提起する。

イ 地域の問題に対して、高校生自身どういう行動をとれば解決に向けて前進して行くか、またどういう援助ができるかを討議する。

ウ 提案された援助活動を、ボランティアとして実施する。

エ 活動内容、活動結果を評価・分析し、次回の活動に役立てる。

(5) その他

ア メリーランド州は24の学校区に分割されており、州は基本線を定め、情報を提供するのみで、現場での規則の具体的な実施方法は各学校区に任されている。各学校区は独自のプログラムを組み立て実施している。また、ボランティア活動を授業の一環としてカリキュラムに組み込むか、それとも課外活動として授業時間と別にやらせるかの判断についても、各学校区に任せてある。

イ 高校生が行うボランティア活動については、短期（例えば、夏休み等に集中的に行う）、長期（例えば、週1回1時間の活動を継続して行う）のどちらでもよい。

ウ メリーランド州が高校生ボランティアの規則を制定した初めての州であるが、その他の州では、

バーモント州

ペンシルベニア州

カリフォルニア州の一部（15の学校区）

で類似の規則制定が行われている。

エ 規則が適用されるのは、公立学校の生徒だけであるが、多くの私立学校においても公立学校の活動に刺激されてか、同種のプログラムが実施されている。

(6) 高校生、コミュニティ等の反応

規則実施から4年経過しただけであるが、見方によってはボランティアの強制とも受け取れる規則に対し、高校生は以外と素直に受け入れ、あまり反発した意見・態度は表明していない。かえって好意的にこれを受け止めているようにも思われる。

コミュニティや慈善団体は当然、高校生の活動を歓迎している。

現場にある教師からは、肯定論、否定論が聞かれ、賛否両論である。

しかし、「ボランティアは自主的にやってこそボランティア活動といえるのであって、メリーランド州でおこなわれているのは”似非ボランティア”だ」という意見のアメリカ人も多いことは確かである。

これらに対する結果はもう少し、時間の経過を待つ以外になさそうである。

3 メリーランド州学生ボランティア支援団体（Maryland Student Service Alliance）の役割

支援団体は第3セクター的性格を持つ非営利団体である。州の教育省の指揮監督下であり、その役割は規則を受けてその実現に向け、各学校区に基本的指針を示したり、指導教諭に対する訓練機会の提供、相談業務の提供、各学校区同志のネットワーク構築援助、情報提供等を行うことである。

4 支援団体の概要

(1) 設立の経緯

1988年、当初の規則が制定された際に、当時のメリーランド州知事の提唱により設立された非営利団体である。

規則の施行を州が独自に行わず、非営利団体を設立して団体に任せた理由は、

ア 米国では、社会奉仕活動に対する財団、企業、個人寄付が一般的に行われており、州政府では非営利団体に比べてこの寄付集めが困難であるため、非営利団体組織にして担当部門を設立した。

イ 独立非営利団体として設立しておくこと、州の財政収支（財政悪化）に関係無く、予算を編成することができる。

(2) 組織

団体は州教育省の一部を事務所として事務機器も含めて無償で使用するとともに、光熱水費、電話料金等も州政府に依存している。

職員数は10名であり、内訳は州政府からの派遣職員2名、団体職員8名で構成されている。なお、州政府派遣職員については、州政府から給与が支給されている。

理事会は理事12名で構成される。理事12名のうち、州政府職員は3名であり、他は一般市民で構成される。理事長は現在は、州政府職員以外から選任されている。理事会は年4回開催され、団体の運営に関する重要な事項を決定する。

(3) 財源

年間予算の内訳は下表のとおりである。

負担元	予算額（\$）	備考
団体独自資金	500,000	寄付、ファンドレイジング
州政府援助	600,000	州独自財源から 100,000 国家サービス庁（Corporation for National Service）から 500,000
合計（年間予算額）	1,100,000	

(4) 活動内容

ア ボランティア・プログラム担当教師への訓練・指導

参加期間2年間にわたる高校でのボランティア・プログラム担当教師へのトレーニングプログラムを実施している。

参加者は、毎年全州にわたり15～20名が選ばれ、2年間の研修が行われる。そのため、1年目研修員（Junior）と2年目研修員（Senior）が同じに研修を受けることとなる。現在は、40名の参加者が研修を受けている。

研修会は全員が集まる会合が、年2回、6名程度の小グループでの会合が年に4回、全州各地で開催される。

参加者はボランティア・プログラムでの指導・運営方法についてトレーニングを行うとともに、参加者同志の横の連携も強化される。

イ 指導用教材、情報の提供

各担当教師へのインタビューを通じて、団体が把握したプログラム運営のノウハウや質疑応答をガイドブックとしてまとめ、各学校へ配布すると共に、その他の情報についても適宜伝達を行っている。

ウ 学校区への資金援助

24の学校区へ年間各12,000ドルの資金援助を行っている。これらの資金は各学校区で、プログラムの実施、マニュアル等の印刷物作成、会議費、教師への実費弁償等に使われている。

この資金援助に使われる財源は、国家サービス庁から提供される財源が使用される。

エ 生徒向上プログラム（Youth Rise Program）への援助

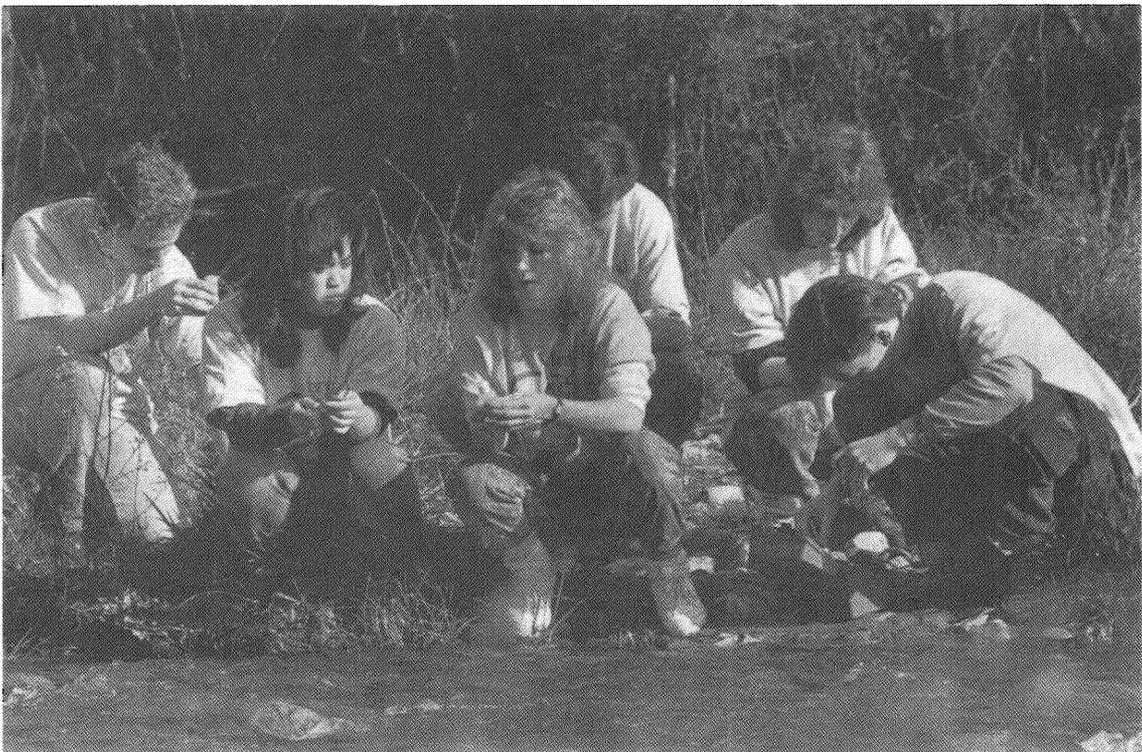
学校区がいくつか寄り合って、州内で10箇所のグループが作られている。このグループには各学校でのボランティア活動における生徒のリーダーが集まり、プログラム向上のための各種事業、訓練が実施されている。

団体はこれらグループに対して、年間2,000ドルの寄付を行っている。

オ 年次総会及び表彰

団体は年1回総会を開催する。この総会には全州から1,200人の生徒が参加し、各ボランティアサービス単位グループごとに自分達の活動内容の報告を行い、内容の優秀さを競う。

報告内容が優秀なグループについては、表彰をもってその功績を称える。



高校生のボランティア活動



事務局受付



所長・マーガレット・オニール氏

カ 社会奉仕活動学習プログラム

州教育省では、「条例による高校生のボランティア活動義務化」に加えて、幼稚園から高等学校まで、カリキュラムの一環として、教師と生徒によりボランティア活動及び社会奉仕活動の重要性を学ぶことを奨励している。これらは、授業の一環として行われ、指導内容は各教師に任されている。主に社会科、生活指導等の授業で取り入れられることが多い。

団体は、このプログラムを援助するため、各グレードごとに教師用のマニュアルを作成・配布している。

第3節 ニューヨーク市奉仕活動センター (Mayor's Voluntary Action Center, MVAC)

<本部所在地>

61 Chambers Street, New York, NY 10007

Phone : (212)788-7550 Fax: (212)788-7570

1 概要

ニューヨーク市奉仕活動センター (Mayor's Voluntary Action Center, MVAC) は、全米でも数少ない、地方公共団体直営によるボランティア活動支援機関である。また、後述するポイント・オブ・ライト財団が統括する全米500のボランティアセンターの一つであるが、ボランティアセンターの中においても、地方公共団体直営のセンターは珍しい。

第二次世界大戦後、全米各地に「ボランティア希望者に受入非営利団体を紹介する」ためのボランティアセンターが設立されていった。その多くは住民の自発的設立による民間非営利団体であった。ところが、ニューヨーク市には、市民によるボランティアセンターが設立される様子がみられなかったため、1967年、ボランティアセンターの必要性を感じた当時の市長がセンター設立を決意したものである。

2 活動内容

(1) ボランティア希望者への活動先紹介

センターのコンピューターにデータベースとしてボランティア希望者受入団体を登録しており、必要に応じ、ボランティア希望者に活動先を紹介するシステム。

ボランティア希望者はセンターに申込書兼調査書を提出し、センター担当者の面接（カウンセリング）を経て、希望職種、希望勤務期間、本人の適性等が勘案されてボランティ

ア 受入団体が紹介される。センターへのボランティア先斡旋希望者は年間4,000人にもものほり、現在の希望登録者数は2万人を数えている。

また紹介先の団体に関しては、市内19,000の非営利慈善団体のうち3,000件にのぼるボランティア団体のデータを有し、ボランティア希望者に紹介している。

なお、ボランティア希望者には年齢制限があり、14才以上の者に限られている。

(2) 衣類の無償提供（ホームレス援助）

ニューヨーク市が抱える難問の一つである「ホームレス対策」のため、この場合はホームレスへの援助になるが、無償で新品の衣類を提供している。

システムは、衣料品製造業者や販売業者からセンターが衣類の無償提供を受け、それを市内約450のホームレス支援団体に配布するものである。

(3) 新しいボランティア活動者の開拓

センターは、今後、ボランティア活動者の家族、地元企業従業員が潜在ボランティア供給源と考え、その分野の開拓を図っている。

ア 家族ボランティア活動の奨励（Family Matter）

新しいボランティア供給源として、家族単位のボランティア活動の推進に力を入れている。例えば、夫婦で親子で、そして兄弟でというように、今まで個人での参加型ボランティアを家族まで広げようとするものである。

現在アメリカでは、離婚、母子または父子家庭、未婚の母、家庭内暴力等の増加による家族問題が深刻化している。家族ボランティア活動を奨励することによって、家族の絆を強め、コミュニケーションを深めることにより、これらの問題を解決する一因にもなっていくことも期待されている。

イ 企業従業員ボランティア活動の推進（Corporate Community Initiative）

地元民間企業の従業員が主要なボランティア供給源となりつつある現状を把握し、企業の従業員に対するボランティア活動奨励を推進するとともに、従業員のボランティア活動に熱心である企業を支援するプログラム。

企業にとって従業員のボランティア活動を奨励することは、企業のイメージアップ、従業員のモラル向上、従業員間のコミュニケーションの促進等の効果がある。

ウ ボランティア・マネージメントの向上

非営利団体、民間企業、行政機関のボランティア担当者を対象としたトレーニング・プログラムを実施し、ボランティア管理能力の向上を図る。

エ その他

(ア) ボランティア活動に顕著な功績のあったものを表彰する。

(イ) 民間企業、個人から不用になった事務機器・事務用品を貰い受け、必要な非営利団体に支給するリサイクル活動。

オ ボランティア募集の広報活動

ボランティア募集の広報活動にはマスメディアを利用するが、多額の資金をかけての広報活動は行わない。ラジオ、テレビ、新聞各社の協力を得るとともに、各社にセンターの情報を提供し、無料もしくは少額での広報活動を依頼している。その他は市広報、パンフレットの配布である。

なお、ボランティア希望者は1) 口コミによる友人の紹介、2) ボランティア希望者が問い合わせを行った他の非営利団体からの紹介 により、センターを尋ねてくる人が多いとのことである。

3 組織・財政

組織・財政は下記のとおりである。

なお、設立当初は全米初の地方公共団体直営のボランティア活動支援機関ということで世間の注目を集め、数多くの調査団や研究者の訪問があった。しかし、現在では、ニューヨーク市の財政危機とともに真っ先にセンターの人員・予算の削減が行われたため、かなり台所事情は苦しい状態である。

(1) 組織

ニューヨーク市長室の1部門であり、市長から任命された所長をふくむ8人の市職員がフルタイムで勤務している。また、常時30名前後のボランティアがパートタイムで勤務しており、ボランティア希望者に対する面接や事務等の職種で常勤職員の手助けをしている。

また、ニューヨーク市奉仕活動センターにはニューヨーク市奉仕活動協会（New York City Voluntary Action Corporation）が併設されている。奉仕活動協会は非営利団体の形態をとり、上記2の活動内容のうち、「(2)衣類の無償提供（ホームレス援助）」を担当している。職員は5名の常勤スタッフで、センター職員が市職員であるのとは異なり、協会より給与を支給されている。

ニューヨーク市奉仕活動センターは、以前はマンハッタンの本部とは別に、クイーンズ区とブルックリン区に出先のオフィスを設けていたが、ニューヨーク市財政の危機により、廃止されて、現在はマンハッタンの本部のみになっている。

(2) 財政

資金の多くは、市から供与されているが、一部資金は寄付による。

また、ニューヨーク市奉仕活動協会はアパレル・メーカーやその協議会から資金の提供を受けている。

第5章 非営利団体によるボランティア活動の支援・育成策

第1節 ポイント・オブ・ライト財団（Points of Light Foundation）

<本部所在地>

1737 H Street, NW, Washington DC 20006

Phone : (202)223-9186 Fax : (202)223-9256

1 概要

歴史は新しく1990年5月21日に設立された超党派の非営利団体である。米国において、深刻な社会問題の解決を図るため、より多くの人を、より有効的に地域社会奉仕活動にボランティアとして動員することを目標に活動している非営利組織である。

設立の経緯により、現在、活動資金の半分は連邦政府から援助を受けている。

2 使命

「米国において深刻な社会問題の解決を図るため、より多くの人を、より有効的に地域社会奉仕活動にボランティアとして動員させる」という使命を果たすため、現在の財団の活動は、以下の3つの柱をもとに展開されている。

(1) 重要な地域社会奉仕活動に、多くのボランティアを勧誘し従事させるための戦略や手法を研究・開発し、それを慈善団体等に奨励すること。

例えば、

- 1) 今までの各個人中心のボランティア活動から、コミュニティのための新しいボランティア資源として、家族ぐるみでのボランティア活動を奨励する
 - 2) 青少年にボランティア活動の面白さ、大切さを教えいき、次世代を担う若者をボランティアへと引き付ける
 - 3) その地域の1企業市民として、民間企業の役割を自覚させ、従業員・退職者の積極的なボランティア活動従事を図る
- 等をプロジェクトという形で推進している。

(2) 全米において500以上存在するボランティアセンター（ボランティア希望者に対して業務を紹介する機関、後述）で構成するネットワークの中心として活動し、ボランティアセンターの発展に寄与すること。

(3) ボランティア活動グループや活動家が、どれほど地域社会奉仕活動に貢献しているか、一般に知らしめること。ボランティアに関する広報活動である。

その主要な事例が、表彰制度である。

3 財団設立の経緯

財団は1990年5月に設立された。設立にあつたては、世論で「ボランティア活動を奨励する全米組織」が必要とされていた社会的背景もあった。

1988年、ブッシュ前大統領は、当選した大統領選挙の選挙キャンペーンで、ボランティア活動の必要性を説いた。

"Every community should have points of light to solve the problems of community."

この演説を聞いたニュージャージー州の起業家や市民が主体となって、全米に渡ってボランティア活動を奨励する組織・ポイント・オブ・ライト財団を設立したのである。

設立の当初は、「ボランティア活動を奨励する」ということが団体の主目的であったが、設立の翌年、1991年全米のボランティアセンターを統括する非営利団体・全米ナショナル・ボランティア・センター（the National Volunteer Center）と合併し、全米のボランティア・センター・ネットワークの中心として、それらを統括するという役目も併せ持つようになった。

設立の経緯、団体の性格が勘案され、設立から5年間の間は連邦政府が団体必要資金の半分を援助するという法律が連邦議会、ブッシュ大統領により、可決承認されている。現在の年間予算は1,100万ドルであるが、この半分以上を連邦政府が負担し、残りの半分は個人、民間企業、公益財団等からの寄付に頼っている。

4 活動の概要

(1) ボランティア活動奨励のための戦略・手法の開発

ア 家族ボランティア活動推進プロジェクト（the Family Matter Project）

家族単位でボランティア活動に参加することを奨励するプログラムで、1990年に発足。アメリカでは、共働き世帯、未婚の母、離婚・死別等による母子または父子家庭、家庭内暴力などの増加による家庭崩壊が深刻な問題となっている。このプログラムは、家族が共にボランティア活動を行うことにより、その絆を強め家庭崩壊という問題解決を計るとともに、コミュニティのために新しいボランティア資源（人的パワー）を供給することを目的としている。1994年度には、新規に3,000の家庭をボランティア活動に動員することに成功している。

イ 奉仕活動に従事する青少年大使プログラム [the Youth Engaged in Service(YES) Ambassador Program]

18歳から25歳の年齢層のボランティア大使を選抜し、地域団体と活動を共にして、青少年に対するボランティア活動への動機付けや勧誘を行うもの。プログラムとしては、青年大使が青少年に対する訓練、コンサルタント、講演などを行う。

ウ 青少年プログラム (Youth Program)

学校及び教師をボランティア啓発活動に参加させることによって、青少年の社会奉仕活動の推進を図ろうとするもの。

現在、学校ぐるみでボランティア活動に取り組むところも多く、また、課外授業やクラブ活動として行う場合と授業の一環として行う場合がある。

なお、前述のとおりメリーランド州は法律を制定し、全ての公立高等学校において全生徒が年間75時間の社会奉仕活動を行うことを定めている。

エ 企業支援プログラム (the Business Outreach Program)

ボランティア活動、フィランソロピー活動を実施したい企業に対して、指導、コンサルタント活動を行うもの。94年度まで490社にのぼる民間企業の従業員ボランティア活動推進部門の管理者がこのプログラムにより、指導・トレーニングを受けており、なお、現在100社以上がこのプログラムを活用して従業員のボランティア活動を活性化させたい旨表明している。

このプログラムを受けた企業のうち現在100以上の企業は、その後企業内ボランティア協議会 (Corporate Volunteer Councils, CVCs) を組織し、さらなるフィランソロピー活動の推進を図っている。

また、財団は企業向けに機関誌を発刊し、企業ボランティア・フィランソロピーに関する情報を提供するとともに、ボランティア活動推進に成功した企業の成功談も掲載している。

表彰関係では、地域活動貢献企業表彰制度 (Annual Awards for Excellence in Corporate Community Service) を設け、職域において地域奉仕活動に貢献した企業に対する表彰を毎年行っている。94年度は7社が受賞した。

オ 非営利団体 (NPO)、非政府団体 (NGO) へのコンサルティング活動 (Non-profit Outreach)

ボランティアを採用している非営利団体等に対するコンサルティング活動やボランティア募集・管理技術訓練指導等を行う。低額のコンサルタント料金の徴収は行っており、創立から現在まで、約3,100団体に対して指導をおこなっている。

(2) ボランティア・センターに対する支援

全米には現在500以上のそれぞれ独立したボランティア・センターが存在する。各センターは、ボランティア希望者に対する業務の紹介を主体に、ボランティアの振興のため、様々な活動を行っている。財団は、それらセンターの統括団体としての役割を担っている。

ボランティアセンターの形態は、独立の非営利団体、行政組織の一部であるもの（ニューヨーク市、バージニア州アーリントン郡など）、ユナイテッド・ウェイ（全米組織の寄付金収集・再分配機関）の一部であるもの、大学の一部であるものなど、様々である。

ボランティアセンターに対する主要活動は下記のとおりである。

また、全米ボランティアセンター協議会（National Council Volunteer Centers）は財団の中に設置されている。

ア トレーニング・コンサルティング

ボランティアセンター及びその従事者に対して、訓練、コンサルタント、新規プログラム開発（パイロット・プログラムの実施）、情報提供、広報・マーケティング活動の援助、各センター相互間のネットワーク構築、ボランティア・マネージメント（ボランティア管理）指導等を行う。

イ 国際間ネットワーク・プロジェクト（the International Project）

1993年より、国際間ネットワーク・プロジェクト（the International Project）を開始しており、世界各国のボランティアの仲介、活用、奨励といった類似業務を行っている団体とのネットワークの構築に努めている。

ウ 寄付金集め（資金集め、fund-raising）に対する協力

ボランティアセンターが行う寄付金集め（資金集め、fund-raising）に対する協力を行う。具体的には、寄付先の紹介及び仲介、情報提供、広報活動等である。

しかし、財団は寄付金集めの協力は行うが、自身でセンターに対して資金援助を行うことはない。

エ ボランティアセンター開発計画（the Volunteer Center Development Project）

ボランティアセンターの現状を勘案しつつ、センターの将来像を模索し、2000年までに達成する開発計画（the Volunteer Center of the future, VC2000）を策定した。

この計画においては、「将来にわたってボランティアセンターの役割はますます重要なものになっていき、地域社会の深刻な問題解決のため、さらに住民を巻き込み、動員・活用しなければならない」と明言している。

オ 全米地域奉仕会議 (the Annual National Community Service Conference)

毎年6月に開催されるボランティアセンター職員を対象にした年次総会で、講演、講義、討論、意見交換等が行われる。毎年約1,800名程度の参加がある、大規模な大会である。参加者はボランティアに関する最近の傾向、技術、プログラム、道具等の情報を得ることが出来る。

(3) ボランティアに関する広報活動

ア 報道機関との関係

財団の活動は報道機関と密接な関係を持っておこなわれている。特に財団が行う「社会問題提起」や「ボランティア動員運動」には報道機関が大きな役割を果たしている。

イ 大統領表彰 (the President's Volunteer Action Awards)

毎年、4月に開催される全米ボランティア週間 (National Volunteer Week) において、現職大統領名で大統領より直接、ボランティア活動に多大な貢献をした約20の個人、団体に対する表彰をおこなうもの。

この事業は、前述の国家サービス庁と共催で行われており、財団が定めた「ボランティア活動の日 (毎年10月第4土曜日、USA Weekend's Make a Difference Day)」に顕著なボランティア活動を行った者を表彰する。

表彰者の決定にあつては、自薦、他薦による申請が財団に寄せられ、選考委員会がその中から優秀な20件を選定するものである。94年度においては、自薦・他薦を含め5,000件の応募があった。

この表彰の様子は、マスコミを通じて全米に流され、ボランティアの啓発に役立っている。

ウ 全米ボランティア週間 (National Volunteer Week)

国家サービスと共催により、毎年4月の1週間を全米ボランティア週間 (National Volunteer Week) と定めて、各地域でボランティア活動を奨励するとともに、ボランティア活動者に感謝する行事を行う。

各地での行事は、全米500にわたるボランティア・センターが行う。

1996年の全米ボランティア週間は4月23日～29日であり、1997年は4月13日～19日、1998年は4月19日～25日に開催される予定である。

エ ボランティア活動の日 (USA Weekend's Make a Difference Day)

毎年10月の第4土曜日を「ボランティア活動の日 (USA Weekend's Make a Difference Day)」と定め、ボランティア未経験者にボランティア活動を経験させるプログラムを各センター

で実施する。

94年度には全米で24万6千人の参加があり、その多くは初めてボランティア活動に従事する者であった。

オ ニュースレターの発行

隔月およびその他臨時にニュースレターを発行している。

5 財政

設立時の経緯により、設立から5年間は連邦政府が財団予算額の半分を負担するという法律が、議会・大統領により採択された。現在、年間予算規模は1,100万ドルであるが、政府から半額が援助され、残り半分は民間企業・財団からの寄付に頼っている。

なお、連邦政府の資金は国家サービス庁を経由して、財団に支給されている。

6 組織

(1) 法人格

内国歳入庁（IRS）より、内国歳入法第501条(c)(3)に規定される宗教、慈善、教育団体としての認可を受け、非営利団体として非課税扱いになっている。

(2) 理事会

25名の理事で構成され、うち会長1名、副会長4名である。人事案件に対する連邦政府の干渉はなく、人選はすべて理事会により、財団独自で行われる。

(3) 事務局

専従フルタイム有給職員60名で構成されており、事務局自体としては特にボランティアの力は借りていない。ただし、部署によっては独自にボランティアを雇用しているところもある。

事務局は大きく4つの部門に分けられる。

ア 開発部門（Leadership and Product Development）

新規プロジェクトの企画・開発、ボランティア・リーダーの育成、団体への教育・指導等を行う。

部門の中で下記の6つのエリアに細分化されている。

特別プロジェクト（Special Groups）、企業支援プログラム（the Business Outreach Program）、非営利団体支援プログラム（Non-profit Outreach）、青少年・教育支援プログ

ラム (Youth and Education Outreach)、科学技術・政府部門支援プログラム (Technology and Government Outreach)

イ 広報部門 (Communications)

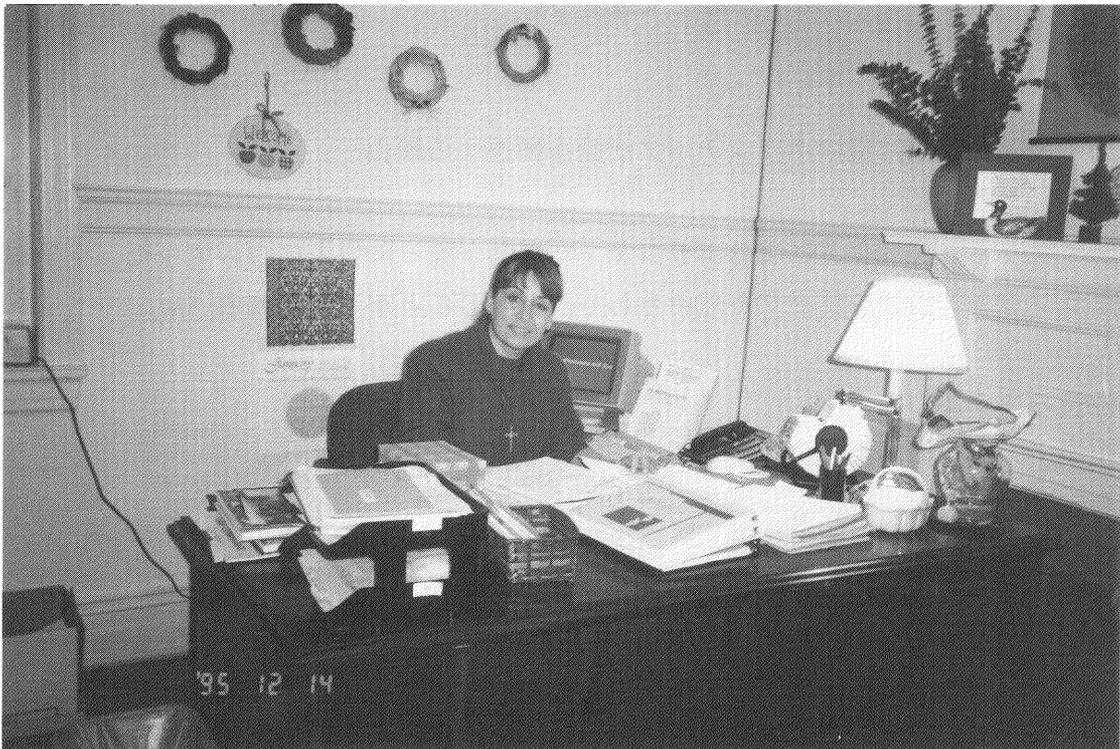
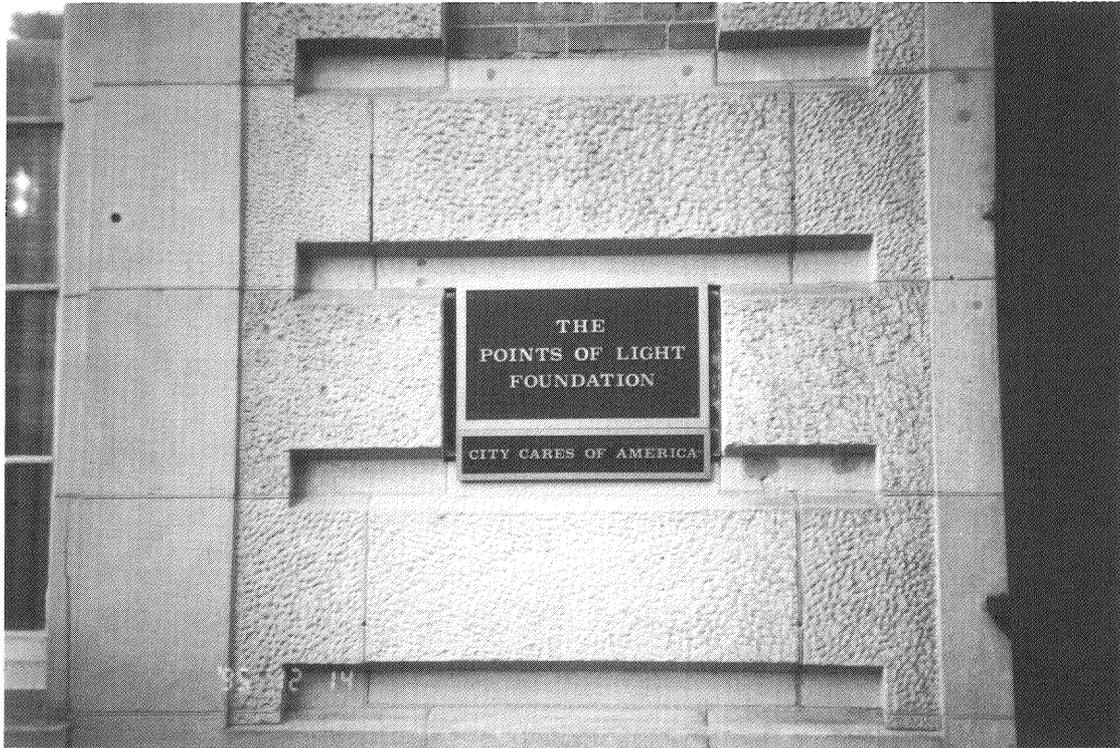
広報、表彰、出版、カタログ販売、個人会員等の活動を担当している。

ウ ボランティアセンター部門 (Community Mobilization)

全米各地のボランティアセンターに対する支援とネットワークの構築、ボランティアセンターの拡張 (機能、数) を担当。

エ その他 (Other)

全米地域奉仕会議 (the Annual National Community Service Conference) 担当。



ポイント・オブ・ライト財団・国際間ネットワーク・プロジェクト
担当 シルビア・ビレイラ氏

第6章 民間企業によるボランティア活動の支援・育成策

第1節 民間企業によるボランティア活動

米国では民間企業も「企業市民」として地域に貢献し、コミュニティの住環境向上に資する役割を担っている。企業の社会貢献は「フィランソロピー」といわれ、寄付活動（資金提供）と従業員によるボランティア活動に分かれている。

企業の進める社員主体のボランティア活動としては、各企業毎に特色のある活動を行っているが、概要をまとめると主として下記のようなプログラムがある。

- 1 全社員が一斉にボランティア活動を行う（清掃、環境浄化等）
- 2 ボランティア休暇制度
- 3 ボランティア活動に顕著な功績があった者に対する、表彰制度、奨励金制度
- 4 慈善団体に対する従業員の寄付に対し、企業が一定額を追加寄付する「マッチング・ギフト」
- 5 企業資金の寄付先を会社の役員会ではなく、従業員が意見を出し合って決定する。
- 6 従業員を短期間、非営利団体に派遣する。
- 7 企業退職者のボランティア活動を支援する。

第2節 民間企業が社員のボランティア活動を推進する理由

1950年代から、民間企業によるボランティア活動が徐々に盛んになってきた。企業が社員のボランティア活動を奨励する理由としては、次のことが考えられる

- 1 社員のモラルの向上
- 2 企業イメージの向上
- 3 利益の地域還元

参考文献等

<英文>

1. Giving & Volunteering in the United States
Independent Sector
2. Nonprofit Almanac 1992 & 1993
Independent Sector
3. Congressional Budget Presentation Fiscal Year 1995
Peace Corps
4. The CQ Researcher "National Service"
5. The CQ Researcher "Disaster Response"
6. Self-Renewal
John W. Gardner
7. Cost-Effectiveness in the Nonprofit Sector
Gerald L. Schmaedick
8. Voluntary Foreign Aid Programs 1994
USAID
9. America's Nonprofit Sector
Lester M. Salamon
10. 1994 Annual Report
Points of Light Foundation

<和文>

- 1 フィランソロピーの社会経済学
本間 正明（編著）、東洋経済新報社
- 2 国際援助
スティーブン・ブラウン 著、安田 靖 訳、東洋経済新報社
- 3 アメリカにおける非課税法人の設立手続と税務
ジョディ・ブレイゼック 著、（財）朝倉育英会 編、ダイヤモンド社
- 4 米国の「非営利セクター」入門
レスター・M・サラモン 著、入山 映 訳、ダイヤモンド社
- 5 帰国ママのチャレンジ生活術
福永 佳津子、ジャパン・タイムズ

- 6 海外ボランティア入門
吹浦 忠正、自由国民社
- 7 ボランティア革命
本間 正明、出口 正之（編著）、東洋経済新報社
- 8 新ボランティア考
THIS IS 読売 1995年7月号
- 9 ニューヨークのボランティア
黒川 育子、朝日新聞社
- 10 よみがえるアメリカの中学校
安彦 忠彦、有斐閣選書
- 11 国際ボランティア活動
デイビッド・ウッドワース 著、パックストン美登利 編・訳、ジャパン・タイムス
- 12 日本企業のフィランソロピー
ナンシー・R・ロンドン 著、平山 真一 訳、TBSブリタニカ
- 13 アメリカ・フィランソロピー紀行
四方 洋、TBSブリタニカ

<写真提供>

• White House

• Corporation for National Service

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -FEMAとUS&R隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニケーション・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994年中間選挙 -地殻変動をもたらした米国政治の動向-	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン -その過去・現在・未来-	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20